



# 熊本県公報

第 1 2 0 0 2 号

平成 23 年 4 月 19 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 1
○保安林の指定	( 〃 ) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	( 〃 ) 2
○道路の供用開始	( 〃 ) 2
○道路の供用開始	( 〃 ) 3
○道路の供用開始	( 〃 ) 3
○道路の供用開始	( 〃 ) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( 〃 ) 4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( 〃 ) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 5
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 ) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 5
○公有水面埋立承継の届出	(河川課) 5
○救急医療機関に関する協力申出の撤回	(医療政策課) 6
○定数漁業の許可申請期間の公示	(水産振興課) 6
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○土地改良区役員の就任の公告	(農村計画課) 6
○県営土地改良事業の工事完了公告	( 〃 ) 7
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	( 〃 ) 7
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	( 〃 ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 4 3 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 4 3 6 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市柵宇土町字ホタキ平 2 6 9 4 番、字横尾尻 2 7 0 0 番 3、字横尾 2 7 0 1 番、字横尾頭 2 7 0 4 番 2、2 7 0 6 番 1、字木取道 2 7 0 7 番

- 2、字ホタキ頭2711番、字ホタキ2712番2から2712番4まで、2716番、字ヲシン迫2729番1、字本迫2891番1、2891番2、2891番7、2891番8、字登尾2906番1、字ホキ山3031番1、字下屋敷3070番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ホタキ2716番、字横尾2701番（次の図に示す部分に限る。）、字ホタキ頭2711番・字ホタキ2712番2から2712番4まで（以上4筆筆界未定地）について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第437号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小川八代線	八代郡氷川町大野字下天堤 1102番1地先から 同町大野字芝原 1998番地先まで	153.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成23年4月19日

**熊本県告示第438号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 70番60地先から 同所 70番60地先まで	100.0	活力基 盤改築 （改築 に伴う 拡幅）

2 供用を開始する期日 平成23年4月19日

**熊本県告示第439号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 47番1地先から 同所 47番1地先まで	56.8	地基創 改(バイ パス)

2 供用を開始する期日 平成23年4月19日

## 熊本県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字尾林 861番10地先から 同所 864番3地先まで	110.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年4月19日

## 熊本県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	平山荒尾線	荒尾市本井手字櫛畑 654番4地先から 同所 663番6地先まで	188.0	単幹道 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成23年4月19日

## 熊本県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字岩野字境目 3番5地先から 同所 3番5地先まで	220.0	活力基 盤防災 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成23年4月20日

**熊本県告示第 4 4 3 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホームロフティ日向 熊本市龍田 8 丁目 1 8 番 3 0 号 5 0 7 号室	特定非営利活動法人 ジョブパートナー 宇城市松橋町松橋 4 3 8 - 1 岩本 浩治	平成 2 3 年 4 月 8 日	4320101217	共同生活援助

**熊本県告示第 4 4 4 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 4 4 5 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
菊池市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 4 4 6 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第447号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所梨園 荒尾市菰屋2031番地8	合同会社縁合	平成23年4月11日

**熊本県告示第448号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所梨園 荒尾市菰屋2031番地8	合同会社縁合	平成23年4月11日

**熊本県告示第449号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いにしえ通所介護事業所 荒尾市菰屋字上萩2031番地8	合同会社縁合	平成23年4月11日

**熊本県告示第450号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いにしえ通所介護事業所 荒尾市菰屋字上萩2031番地8	合同会社縁合	平成23年4月11日

**熊本県告示第451号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第20条の規定により次のとおり公有水面埋立権承継の届出があったので、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第24条の規定により告示する。

平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 承継年月日  
平成23年4月1日
- 2 埋立権の承継人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
(1) 承継人 JNC株式会社 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
(2) 代表者 代表取締役 岡田俊一 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
- 3 埋立権の被承継人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
(1) 被承継人 チッソ株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号  
(2) 代表者 代表取締役 岡田俊一 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号
- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号  
昭和36年8月8日 熊本県告示第473号

**熊本県告示第452号**

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
鶴田病院	熊本市保田窪本町10-112	平成23年4月1日

**熊本県告示第453号**

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業えびこぎ網漁業	天草海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海

- 2 申請期間  
平成23年4月19日から平成23年4月25日まで

**公 告**

**熊本県公告第204号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字袖山1635番59  
992.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市榎町21番地40  
松岡 輝樹

**熊本県公告第205号**

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成23年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	井 寺 登	山鹿市志々岐 6 1 8 番地

**熊本県公告第 2 0 6 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	鹿本	平成 7 年 6 月 2 6 日	平成 2 3 年 3 月 2 8 日	熊本県

**熊本県公告第 2 0 7 号**

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宮本 新春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 9 8 8 番地 3
理事	田上 益美	上益城郡嘉島町大字上六嘉 9 3 9 番地
理事	西郡 敏昭	上益城郡嘉島町大字上六嘉 1 4 5 6 番地 1
理事	渡辺 昌憲	上益城郡嘉島町大字上六嘉 3 5 8 番地
理事	本田 博士	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 3 2 2 番地 1
理事	藤瀬 弘治	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 7 2 6 番地
理事	嶋田 英雄	上益城郡嘉島町大字下六嘉 1 3 4 6 番地
理事	野上 正弘	上益城郡嘉島町大字鯉 1 4 9 2 番地 1
理事	米満 忠信	上益城郡嘉島町大字鯉 1 番地 1
理事	太田 郁夫	上益城郡嘉島町大字上島 1 4 8 3 番地
理事	石坂 幸一	上益城郡嘉島町大字上島 1 5 1 9 番地
監事	藤瀬 信行	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 7 6 2 番地
監事	宮村 博之	上益城郡嘉島町大字鯉 1 7 4 7 番地
就任		
理事	宮本 新春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 9 8 8 番地 3
理事	田上 益美	上益城郡嘉島町大字上六嘉 9 3 9 番地
理事	増永 幸一	上益城郡嘉島町大字上六嘉 2 1 5 7 番地
理事	西田 優士	上益城郡嘉島町大字上六嘉 1 3 1 0 番地 1
理事	西岡 千秋	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 4 4 1 番地
理事	藤瀬 弘治	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 7 2 6 番地
理事	友田 廣	上益城郡嘉島町大字下六嘉 1 6 7 5 番地
理事	岩本 末政	上益城郡嘉島町大字鯉 1 5 8 3 番地
理事	米満 忠信	上益城郡嘉島町大字鯉 1 番地 1
理事	太田 郁夫	上益城郡嘉島町大字上島 1 4 8 3 番地
理事	石坂 幸樹	上益城郡嘉島町大字上島 1 5 1 9 番地
監事	藤瀬 信行	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3 7 6 2 番地
監事	宮村 博之	上益城郡嘉島町大字鯉 1 7 4 7 番地 3

**熊本県公告第 2 0 8 号**

八代市に事務所を置く日奈久干拓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 4 月 1 9 日

## 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浅川 美孝	八代市日奈久山下町3451
理事	久保 親弘	八代市日奈久新田町3594
理事	石本 則義	八代市日奈久大坪町594
理事	浜田 幸一	八代市日奈久新開町169-62
理事	大村 三郎	八代市日奈久塩南町甲66-3
理事	吉永 耕作	八代市日奈久浜町115-2
理事	田上 浩一	八代市日奈久浜町87
監事	嶋崎 幸吉	八代市日奈久山下町3497-4
監事	久保 澄夫	八代市日奈久新田町3536-2
監事	横山 進	八代市日奈久山下町2580-7
就任		
理事	浅川 美孝	八代市日奈久山下町3451
理事	森田 祐一	八代市日奈久新田町3610
理事	石本 則義	八代市日奈久大坪町594
理事	山本 一樹	八代市日奈久新開町169-56
理事	大村 三郎	八代市日奈久塩南町甲66-3
理事	吉永 耕作	八代市日奈久浜町115-2
理事	田上 浩一	八代市日奈久浜町87
監事	嶋崎 幸吉	八代市日奈久山下町3497-4
監事	久保 澄夫	八代市日奈久新田町3536-2
監事	横山 進	八代市日奈久山下町2580-7